

働き方改革推進支援助成金

「働き方改革推進支援助成金」（※令和2年度より「時間外労働等改善助成金」から名称変更）とは、生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。次の5つのコースがあります。

- I 適用猶予業種等対応コース（建設業・運送業・病院等・砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県））
- II 労働時間短縮・年休促進支援コース
- III 勤務間インターバル導入コース ※掲載省略
- IV 労働時間適正管理推進コース ※掲載省略
- V 団体推進コース ※掲載省略

労働時間・年次有給休暇や賃金、労働者の安全と健康確保対策については、**労働基準法**や**最低賃金法**、**労働安全衛生法**で労働条件の最低基準が定められており、これを遵守しなければなりません。

法的責任は事業主が果たす必要がありますが、さらなる労働条件の向上に取り組む企業等に対して、以下のような支援を行っています。

I - i 適用猶予業種等対応コース（建設業）

令和6年4月1日から、建設業にも、時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主（※1）であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合、交付申請時点の所定休日が4週当たり4日から7日であること。

（※1）中小企業事業主の範囲：以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本金または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組

- ① 労務管理担当者に対する研修（※2）
- ② 労働者に対する研修（※2）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※3）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新（※3）

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

（※2）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※3）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
 - ② 全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。
- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大830万円】

以下のいずれか低い方の額

- (1) 成果目標①～②の上限額及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額
 - (2) 対象経費の合計額×補助率3/4 (※4)
- (※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【成果目標①の上限額】

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働の合計 時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

【成果目標②の上限額】

1日増加ごとに25万円(※5)(最大100万円)

(※5) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。(年間所定休日数)÷(365日÷7)×4

【賃金引き上げ達成時の加算額】

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人あたり10万円(上限300万円)
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人あたり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人あたり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人あたり8万円(上限240万円)

交付申請期限

令和5年11月30日(木) ※必着です

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。
 ※助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「支給要領」「申請マニュアル」(厚生労働省HPに掲載)をご確認ください。

I - ii 適用猶予業種等対応コース(運送業)

令和6年4月1日から、自動車運転の業務にも、時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2) など(※3)

(※1) 中小企業事業主の範囲：以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

(※3) その他の要件についてはお問い合わせください。

助成対象となる取組

- ① 労務管理担当者に対する研修(※4)
- ② 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※5)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※5)

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

(※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定

② 9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大 880 万円】

以下のいずれか低い方の額

- (1) 成果目標①～②の上限額及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額
- (2) 対象経費の合計額×補助率3/4（※6）
- （※6）常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象となる取組で⑥から⑦を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【成果目標①の上限額】

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働の合計 時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定	250 万円	200 万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え、月 80 時間以下に設定	150 万円	—

【成果目標②達成時の上限額】

（新規導入に該当するものがある場合）

休憩時間数(※7)	1 企業当たりの上限額
9 時間以上 11 時間未満	100 万円
11 時間以上	150 万円

（適用範囲の拡大・時間延長のみの場合）

休憩時間数(※7)	1 企業当たりの上限額
9 時間以上 11 時間未満	50 万円
11 時間以上	75 万円

（※7）事業実施計画で指定した事業場を導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

【賃金引き上げ達成時の加算額】

（常時使用する労働者数が 30 人以下の場合）

引き上げ人数	1～3 人	4～6 人	7～10 人	11～30 人
3%以上引き上げ	30 万円	60 万円	100 万円	1 人あたり 10 万円（上限 300 万円）
5%以上引き上げ	48 万円	96 万円	160 万円	1 人あたり 16 万円（上限 480 万円）

（常時使用する労働者数が 30 人を超える場合）

引き上げ人数	1～3 人	4～6 人	7～10 人	11～30 人
3%以上引き上げ	15 万円	30 万円	50 万円	1 人あたり 5 万円（上限 150 万円）
5%以上引き上げ	24 万円	48 万円	80 万円	1 人あたり 8 万円（上限 240 万円）

交付申請期限

令和5年11月30日(木) ※必着です

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

※助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「支給要領」「申請マニュアル」(厚生労働省HPに掲載)をご確認ください。

I-iii 適用猶予業種等対応コース(病院等)

令和6年4月1日から、医業に従事する医師にも、時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2) など(※3)

(※1) 中小企業事業主の範囲：以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

・資本または出資額が5,000万円以下 ・常時使用する労働者が300人以下

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

(※3) その他の要件についてはお問合せください。

助成対象となる取組

- ① 労務管理担当者に対する研修(※4)
- ② 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※5)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※5)

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

(※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- ① 月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定
- ② 9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)
- ③ 医師の働き方改革の推進(労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること。)

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引

き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大 930 万円】

以下のいずれか低い方の額

(1) 成果目標①～③の上限額及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額

(2) 対象経費の合計額×補助率3/4 (※6)

(※6)常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象となる取組で⑥から⑦を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【成果目標①の上限額】

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数		
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月100時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月90時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定	250万円	200万円	150万円

【成果目標②達成時の上限額】

(新規導入に該当するものがある場合)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上	100万円
11時間未満	
11時間以上	150万円

(適用範囲の拡大・時間延長のみの場合)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上	50万円
11時間未満	
11時間以上	75万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

【成果目標③の上限額】

以下を全て実施した場合(※8)に50万円

ア 労務管理体制の構築等

(ア) 労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること。

(イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の 休憩時間確保に係る協力体制の整備を行うこと(副業・兼業を行う医師がいる場合に限る。)

(ウ) 管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント研修を実施すること。

イ 医師の労働時間の実態把握と管理

(ア) 労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確

にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。

(イ) 医師の勤務計画を作成すること。

(※8) 実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。

【賃金引き上げ達成時の加算額】

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11~30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人あたり10万円(上限300万円)
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人あたり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人あたり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人あたり8万円(上限240万円)

交付申請期限

令和5年11月30日(木) ※必着です

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

※助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「支給要領」「申請マニュアル」(厚生労働省HPに掲載)をご確認ください。

I-iv 適用猶予業種等対応コース(砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県))

令和6年4月1日から、砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県)にも、時間外労働の上限規制が適用されま

す。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第142条に定める鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 交付申請時点で、36協定を締結していること。

(※1) 中小企業事業主の範囲：以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。

- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え月 80 時間以下に設定

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を 3% 以上または、5% 以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大 730 万円】

以下のいずれか低い方の額

- (1) 成果目標①の上限額及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額
- (2) 対象経費の合計額×補助率 3/4 (※4)

(※4) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象となる取組で⑥から⑦を実施する場合でその所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5

【成果目標①の上限額】

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働の合計 時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定	250 万円	200 万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え、月 80 時間以下に設定	150 万円	—

【賃金引き上げ達成時の加算額】

(常時使用する労働者数が 30 人以下の場合)

引き上げ人数	1~3 人	4~6 人	7~10 人	11~30 人
3% 以上引き上げ	30 万円	60 万円	100 万円	1 人あたり 10 万円 (上限 300 万円)
5% 以上引き上げ	48 万円	96 万円	160 万円	1 人あたり 16 万円 (上限 480 万円)

(常時使用する労働者数が 30 人を超える場合)

引き上げ人数	1~3 人	4~6 人	7~10 人	11~30 人
3% 以上引き上げ	15 万円	30 万円	50 万円	1 人あたり 5 万円 (上限 150 万円)
5% 以上引き上げ	24 万円	48 万円	80 万円	1 人あたり 8 万円 (上限 240 万円)

交付申請期限

令和 5 年 11 月 30 日 (木) ※必着です

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

※助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「支給要領」「申請マニュアル」（厚生労働省 HP に掲載）をご確認ください。

Ⅱ 労働時間短縮・年休促進支援コース

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、下記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。
 (※1) 中小企業の範囲については、P17「中小企業の範囲」を参照ください。
 (※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

※交付決定前の取組は支給対象外となります。

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大 730 万円】

【成果目標①の上限額】

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働の合計 時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場	現に有効な 36 協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間以下に設定	200 万円	150 万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え、月 80 時間以下に設定	100 万円	—

【成果目標②の上限額】 25 万円

【成果目標③の上限額】 25 万円

【賃金引き上げ達成時の加算額】

(常時使用する労働者数が 30 人以下の場合)

引き上げ人数	1~3 人	4~6 人	7~10 人	11~30 人
3%以上引き上げ	30 万円	60 万円	100 万円	1 人あたり 10 万円 (上限 300 万円)
5%以上引き上げ	48 万円	96 万円	160 万円	1 人あたり 16 万円 (上限 480 万円)

(常時使用する労働者数が 30 人を超える場合)

引き上げ人数	1~3 人	4~6 人	7~10 人	11~30 人
3%以上引き上げ	15 万円	30 万円	50 万円	1 人あたり 5 万円 (上限 150 万円)
5%以上引き上げ	24 万円	48 万円	80 万円	1 人あたり 8 万円 (上限 240 万円)

交付申請期限

令和 5 年 11 月 30 日 (木) ※必着です

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11 月 30 日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

※助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「支給要領」「申請マニュアル」(厚生労働省 HP に掲載)をご確認ください。